

## 宮崎県太陽電池・半導体関連産業振興協議会規約

(名称)

第1条 この組織は、宮崎県太陽電池・半導体関連産業振興協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(設置目的)

第2条 協議会は、みやざきソーラーフロンティア構想に基づく太陽電池関連産業の振興及び半導体関連産業の振興を図るため、県内の産学官が連携し、地場企業の参入支援、人材の育成、研究開発等を推進することを目的として、設立するものである。

(取組)

第3条 協議会は、前条の目的を達するため、次に掲げる事項に取り組む。

- (1) 情報の収集及び提供
- (2) 国及び県等が行う関連施策の周知
- (3) 地場企業の太陽電池関連産業への参入支援
- (4) 人材の育成・確保支援
- (5) 研究開発の推進
- (6) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的達成に必要な事業

(会員)

第4条 協議会の会員は、協議会の目的に賛同する次の者により構成する。

- (1) 太陽電池・半導体関連産業に関わる企業
  - (2) 太陽電池・半導体関連産業への参入を目指している企業
  - (3) 第2条の目的に賛同する大学、高等専門学校、行政機関、中小企業支援機関等
- 2 協議会には、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、協議会を総括し、代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理する。

(協議会の開催)

第5条 協議会は会長が必要に応じて招集し、これを主宰する。

2 会長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができるものとする。

(分科会)

第6条 協議会は、第2条の取組を関係する会員により専門的に推進するため、次に掲げる分科会を設置する。

- (1) 太陽電池分科会
  - (2) 半導体分科会
  - (3) 人材育成分科会
- 2 分科会の構成、運営方法等は、協議会において別に定める。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、宮崎県商工観光労働部産業振興課において行う。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は協議会において別に定める。

附 則

この規約は、平成21年10月16日から、施行する。

附 則

この規約は、平成25年4月1日から、施行する。

附 則

この規約は、平成26年4月1日から、施行する。